

ブルガリア共和国の鳥インフルエンザの清浄性に関する リスク評価の概要について

1 背景

- (1) 2009年4月、ブルガリア共和国（ブルガリア）から、同国の生鮮家きん肉の輸入解禁要請があった。
- (2) このため、質問票の送付等を通じた情報の確認及び現地調査（本年3月に実施）をもとに、ブルガリアからの生鮮家きん肉の輸入を解禁した場合の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等の侵入リスクについて、定性的な評価を実施した。

2 ブルガリアの家畜衛生体制等に関する情報

(1) 地理的状況

ブルガリアは、北側をルーマニア、西側をマケドニア、セルビア、南側をギリシャ、トルコと接しており、東側は黒海に面している欧洲連合（EU）加盟国である（国土面積は日本の約3分の1）。

(2) 家畜衛生体制

農業・食糧省の食品安全局（BFSA）が国の家畜衛生当局であり、BFSAは家畜衛生のほか、国境検疫、動物衛生に係る研究・診断施設等も所管している。地方の家畜衛生当局としては、州（全28州）に地方食品安全局（RFSD）が配置され、市に獣医官が、さらに村に政府から認証された民間獣医師が配置されている。

ブルガリアはEU加盟国（2007年加盟）であることから、基本的にEU法を国内法に適用しており、鳥インフルエンザについても、EU指令に基づく防疫指針やサーベイランス指針が整備されている。

(3) 家きんの飼養状況

2013年の家きんの飼養羽数は約2,560万羽（27.8万戸）、うち商用家きんが約2,250万羽（655戸）、裏庭家きんが約310万羽（約27.7万戸）となっている。裏庭家きん飼養農家が家きんを導入するための非常設（週1回程度開催）の生鳥市場が全土に53か所存在するが、設置には政府の許認可が必要であり、また、この市場で取り扱う家きんにはHPAI及び低病原性鳥インフルエンザ（LPAI）の清浄性を証明した証明書の添付が義務付けられている。

(4) 食鳥処理関連施設

食鳥処理場は全国で53か所あり、すべてEUの統一基準を満たしたものである。EU加盟国以外の第三国へ輸出する場合は、当該食鳥処理場及び輸出される家きん肉が相手国の求める条件を満たすことを政府の獣医官が確認し、輸出証明書を発行することとなっている。

(5) HPAIの発生状況

HPAIについては、野鳥において2006年、2010年にH5N1亜型が確認されたものの、飼養家きんでの発生は確認されていない。LPAIにつ

いては、飼養家きんにおいて2011年12月にマガモ飼育農場で5事例確認された。なお、ワクチン接種は原則禁止されている。

(6) サーバイランス体制

パッシブサーバイランスについては、HPAI及びLPAIはEU法令に基づく通報対象鳥インフルエンザ（NAI）となっている。また、日頃からNAIに対する知識の普及・啓発のためのポスターやパンフレットを関係場所に掲示すること等により、家きん飼養農家からの迅速な通報を促している。

アクティブサーバイランスについては、野鳥の渡り鳥の時期を中心とし、さらに、野鳥との接触リスクが高いなどの理由から発生リスクが高いとみなしている地域を中心に、血清学的検査により実施している。

また、野鳥についても、野鳥保護のNGO団体と協力し、ウイルス学的検査を実施している。

(7) 疾病発生時の防疫措置

NAI発生時には、防疫指針に基づき、発生農場における殺処分、洗浄・消毒、一定地域内の家きん等の移動制限、立入調査などが実施される。発生に備えた防疫演習については、国が主導する大規模なもののはかに、各県が机上の防疫演習等を実施している。

(8) 輸出入検疫体制

EU加盟国間の生体の移動に当たっては、NAI等の疾病清浄地域由来である旨の衛生証明書を発行することがEU法により規定されている。EU加盟国以外の第三国から輸入する場合にはEUがNAIを清浄と認めた国・地域からのみ可能であり、輸入時にブルガリア国内に8ヶ所設置された国境検疫所において動物検疫が実施される。

輸出検疫の体制としては、当局が輸出可能な施設を管理しており、輸出国の求める家畜衛生に関する条件を政府が確認の上、衛生証明書が発行されている。

3 総合評価

- (1) 家畜衛生体制に関しては、組織、法制度ともにHPAI等の重要疾患の予防や発生時の防疫対応が可能な体制が整備されている。
- (2) 2011年のマガモ飼育農場におけるLPAIの発生を最後に、同国においてNAIの発生はこれまでのところ確認されておらず、ワクチン接種も原則として禁止されている。また、サーバイランスは裏庭養鶏も含めた飼養家きん及び野鳥において適切に実施されている。
- (3) 輸出入検疫に関しては、EU加盟国との輸出入、EU以外の第三国との輸出入について法令で規定されており、適切な輸入検疫が実施されるとともに、第三国への輸出検疫については、相手国側の条件を遵守した適切な輸出管理が行われている。

以上を踏まえると、ブルガリアを鳥インフルエンザ（NAI）の清浄国と認定し、一定の条件の下に同国から生鮮家きん肉等の輸入を認めて差し支えないものと考える。